

越知町農作業現場環境改善支援物品貸与要綱

令和6年4月1日告示第16号

（目的）

第1条 この要綱は、農作業現場の環境改善に必要な物品を整備することにより、老若男女を問わず、働きやすい現場環境を構築することを目的とし、併せて、現場環境の向上による更なる労働力確保に資する物品の貸与に関して、必要な事項を定めるものとする。

（貸与物品）

第2条 この要綱に基づき、貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、次の各号に掲げる物とする。

- （1） 簡易トイレ
- （2） その他、町長が必要と認める物品

（貸与料）

第3条 貸与物品の貸与料は、無償とする。

（貸与期間）

第4条 貸与物品の貸与期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間において、第1条に規定する目的を推進するために必要な期間とする。

（貸与対象者及び貸与申請）

第5条 貸与物品の貸与を受けることができる者（以下、「借受人」という。）は、越知町内に住所又は事務所を有し、農業を営む個人、法人及び生産団体等とする。

2 貸与を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、越知町農作業現場環境改善支援物品貸与申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（貸与決定等）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と判断した場合、又は不適当と判断した場合は、越知町農作業現場環境改善支援物品貸与（不貸与）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（貸与物品の管理）

第7条 借受人は、貸与物品を適切に管理するとともに、当該物品を破損、紛失、他者に転貸、又は目的外に使用してはならない。

（貸与物品の返却）

第8条 借受人は、貸与物品を必要としなくなったときは、速やかに町長に返却しなければならない。

2 借受人は、必要な清掃等を済ました上で、貸与物品を返却すること。なお、これに要する費用は、借受人の負担とする。

（弁償）

第9条 借受人は、使用した備品を故意、過失により破損若しくは紛失等した場合は、その弁償の責を負うものとする。

2 借受人は、前項に規定する事実が発生した場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

（貸与台帳の整備）

第10条 町長は、貸与物品の状況を明確に把握するため、貸与台帳を整備するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。